

広報 *Katsuura* かつうら



町民の動き

(平成15年3月31日現在)

世帯数 2,102戸
人口 6,785人
男 3,280人
女 3,505人
出生 男 0 女 0 計 0
死亡 男 4 女 7 計 11
転入 男 13 女 12 計 25
転出 男 18 女 15 計 33

2003

5

第395号

- 広報かつうら 5月号 第395号
- 平成15年5月1日発行
- 編集・発行 勝浦町総務課
- TEL (08854) 2-2511
- FAX (08854) 2-3028
- HP <http://www.town.katsuura.tokushima.jp>



おはようございます!!



今日も元気に声を掛けてくれるのは勝浦高校野球部員
あいさつ運動を始めてもうすぐ2年
新入部員たちも先輩を見習っておはようございます
頑張れ勝浦高校野球部!

平成十五年度 一般会計当初予算

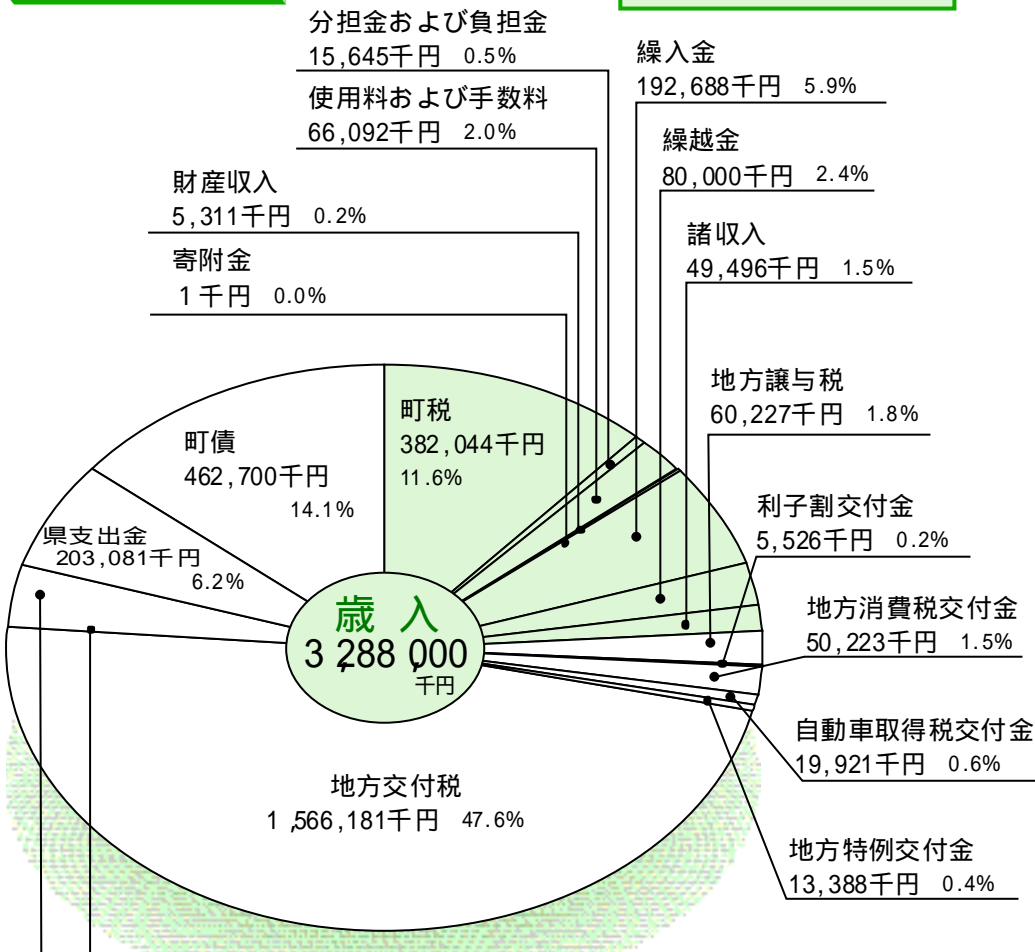
三十二億八、八〇〇万円

勝浦町議会 3月定例会において、平成15年度の当初予算が可決成立しました。

一般会計予算の総額は、前年度当初予算に比べて0.9%（3,000万円）減の32億8,800万円となりました。

歳入

自主財源
791,277千円（24.1%）



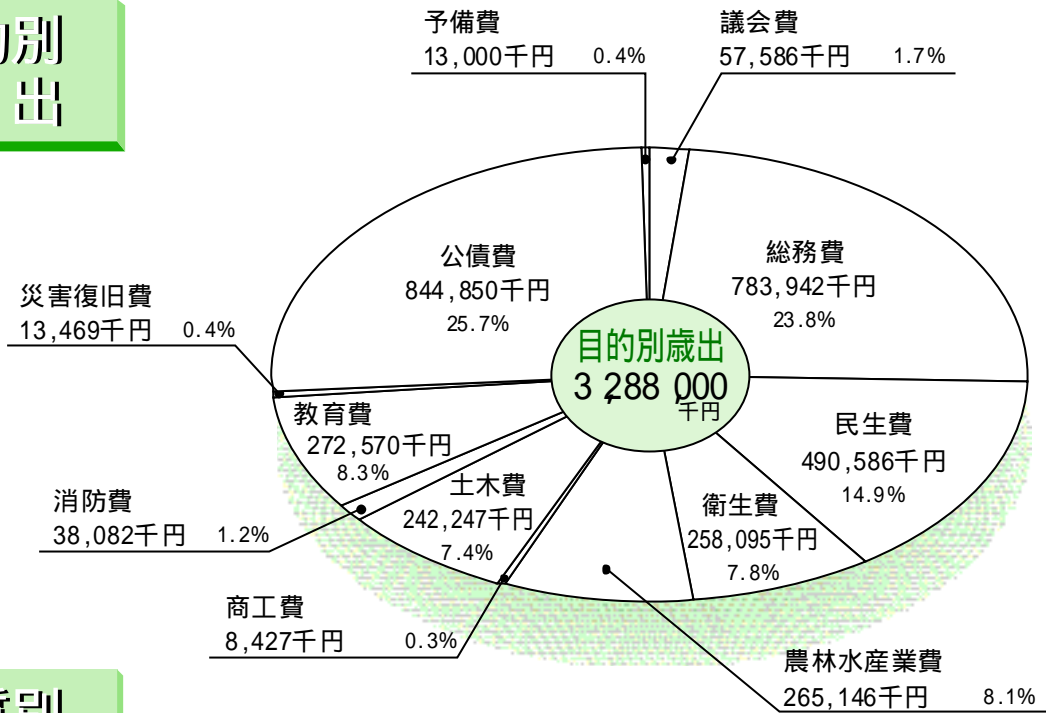
依存財源
2,496,723千円（75.9%）

国の財政は、バブル崩壊後、総じて景気回復を優先した財政運営を行ってきた結果、危機的な状況に至りました。また、かつてのような高い経済成長に依存した税収の伸びが期待できない中で、急速な人口の高齢化等に伴う経費の増大や国債費の増大等により、歳入歳出構造は、ますます硬化化してきています。

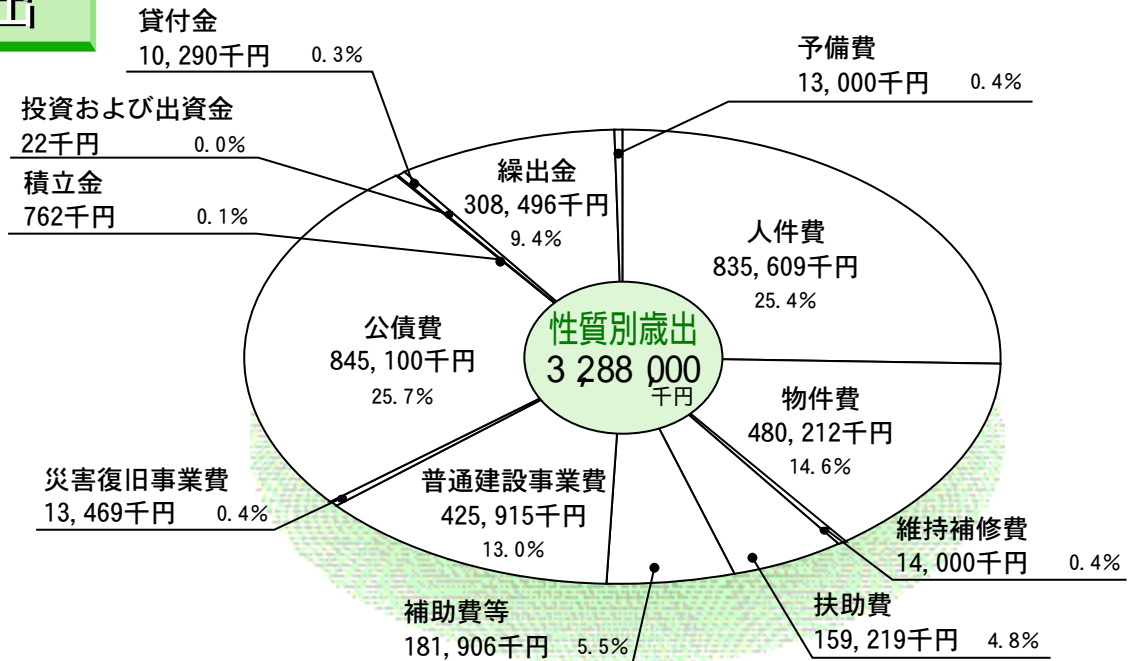
このような状況は本町も同様であり、借金依存型の財政運営を余儀なくされています。さらに、町税等の自主財源は全体の二十四・一%と低いうえに財政調整基金からの繰り入れ（一億八、八〇〇万円）を行うなど、従来にもまして、行政経費の節減合理化に努めなければならぬ厳しい状況となっています。

このため、限られた財源の計画的かつ、重点的な配分に努めました。

目的別 歳出



性質別 歳出



平成15年度 特別会計予算 単位:千円

特別会計名		当初予算額	
国民健康保険		744,785	
簡易水道事業		26,321	
住宅新築資金等貸付		14,430	
農業集落排水事業		28,785	
老人保健		980,469	
介護保険		595,095	
勝浦病院 事業	収益的	収入	832,000
		支出	832,000
	資本的	収入	49,561
		支出	93,731

主な普通建設事業 (2,000万円以上の事業) 単位:千円

道路改良事業	80,013
町単道路改良事業	65,898
林道開設事業	48,405
広域農道整備事業	28,533
基幹水利施設補修事業	26,250
辺地対策事業	25,004
基盤整備促進事業	20,211

情報アラカルト

総務課 2-2511
soumu@town.katsuura.tokushima.jp
議会事務局 2-2513
gikai@town.katsuura.tokushima.jp
住民課 2-1501
juumin@town.katsuura.tokushima.jp
福祉課 2-1502
fukusi@town.katsuura.tokushima.jp

税務課 2-1503
zeimu@town.katsuura.tokushima.jp
産業振興課 2-1505
sangyo@town.katsuura.tokushima.jp
建設課 2-1506
kenseitu@town.katsuura.tokushima.jp
教育委員会 2-2515
(夜間福祉センター)
kyouiku@town.katsuura.tokushima.jp



イベント 催し物

勝浦町中山間活性化 大会の開催について

中山間地域等直接支払制度が平成十二年から始まり今年で四年目を迎え、集落の活性化に向けた取り組みが全国各地で行われています。本町においても二十六集落八五二戸の協定参加者により農道、農地の管理はもちろん参加者の発想によって花づくりにやビオトープ（ホタル、トンボなどの生態系の保護）など多面的機能の増進活動によって住みやすい町づくりが推進されています。

この制度をさらに発展させ活力のある集落を目指していくため、次により勝浦町中山間地域活性化大会を開催いたします。近隣市町村の取り組み事例発表や町内集落の取り組み事例など制度を生かした活用内容が紹介されます。協定参加者はもちろんどなたでも参加出来ますのでご案内いたします。

日時 平成十五年五月二十三日(金)
午後一時三十分
場所 勝浦町農村環境改善センター
大ホール



新規協定参加ご希望の方は、集落の代表者を通じて産業振興課までお申し込みください。詳しくは、広報四月号をご覧ください。

近畿かつらふるさと会 十周年記念事業のご案内

創立十周年記念事業をふるさと勝浦で開催します。たくさんの方の御来場をお待ちしています。

日時 五月十八日(日)
午後零時三十分
第一部 記念式典とアトラクション
(入場無料)
場所 勝浦町農村環境改善センター
「勝浦川慕情」を歌う、歌手野々村あいさんの歌謡ショーと会員による演芸、地元勝浦からも交流出演があります。

第一部
交流懇親会(会費一、〇〇〇円)
日時 午後四時
場所 ふれあいの里さかもと
体育館

お問い合わせは
勝浦町産業振興課
☎二一五〇五まで

勝浦町社会総合大学 開講式

日時 五月二十五日(土)
午後一時
場所 勝浦町農村環境改善センター
入場料 無料
演題 「ありのまま、そのままに生きる」



(真屋順子氏)

毎年町民の方を対象にして、社会総合大学を開校しています。その記念行事として「文化講演会」を開催します。
今年の講師は、真屋順子氏を予定しております。「ありのまま、そのままに生きる」と題して、いのち、健康、福祉、家族の絆、自殺・人権、等々について語っていただきます。お誘い合わせ、ぜひご聴講ください。

お知らせ

環境美化花づくり
補助金について

町内の各地区の花壇やゴミの集積所周辺に花などを植えつけ、管理をされ環境美化にご協力いただける(ボランティアで活動する)団体に、予算の範囲内で事業費の一部を助成いたします。

助成を受けようとする団体は、住民課備え付けの申請書に必要事項をご記入のうえ、五月末日までにお申し込みください。

お問い合わせ(申請)先
勝浦町住民課

☎二一五〇一まで

徳島県知事選挙

徳島県知事選挙が五月十八日(日)に執行される予定です。

みなさんの一票は、今後の地方自治の方向を定めるという大切な一票。投票日には、必ず投票しましょう。

【投票時間】
平成十五年五月十八日(日)
午前七時～午後八時まで

【不在者投票】
仕事や旅行などのために、投票日に投票所に行けない見込みの方で、法律に定められた事由に該当する方は、告示日から投票日の前日まで不在者投票ができます。

日時
五月一日～五月十七日まで
午前八時三十分～午後八時まで
*土・日・祝日も投票できます。
場所
勝浦町役場住民課

また、県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホーム等に入院や入所している方は、その施設でも不在者投票ができます。事前に施設等にお申し出ください。

【郵便による不在者投票】
*身体に重度の障害がある方で、法律に定められた障害の程度に該当する人は、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けて、郵便により不在者投票をすることができます。

詳しくは、勝浦町選挙管理委員会(住民課) ☎二一五〇一までお問い合わせください。

福祉課

子育て支援センター
事業からのお知らせ

わんぱく教室へ遊びにきませんか！
生比奈保育所の園庭やリズム室で好きな遊びをしたり、楽しく歌を歌ったり、お話を聞いたり、手遊びなどをします。
みんなで育児や子どもさんの成長について話し合い、親睦を深めています。初めての方も気楽に参加して、楽しい教室にしませんか？

日時 毎週水曜日
午前十時～十一時三十分
場所 生比奈保育所(リズム室・園庭)
☎二一三〇七七
対象者 ○歳～五歳児
家庭で保育されている子どもと保護者



五月のわんぱく教室予定

28日(水)	21日(水)	14日(水)	7日(水)
四・五月生まれのお誕生会 室内外で好きな遊びをする	室内外で好きな遊びをする 手型押し遊びや粘土遊び等	身近なものを使って製作をしたり、手遊びなどをする	保健師さんによる健康相談と 身体測定 室内外で好きな遊びをする 母の日のプレゼントづくり等

育児相談事業

子育てがうまくいかず、ついつい自分を責めてしまったり、いらいらして、つい子どもに当たり後悔を繰り返したりしていませんか？
一人で悩まず相談してみましよう。
直接保育所に来ていただいてもけっこうですし、電話での相談も受付ます。

相談時間 平日午前九時～午後四時
場所 生比奈保育所

介護保険からのお知らせ

平成15年度から介護保険料が変わります

介護保険がスタートして3年が経ち、この間に制度に対する理解も深まり、実際にサービスを利用する人も着実に増えています。

保険料率の額は3年に一度改定されることになっており、平成15年度から保険料基準月額が4,200円に改定されました。

介護保険料は、介護保険制度の定着とともにサービスを利用する人の数や利用量の増、居宅・施設サービスの基盤整備の充実、また、利用者や未利用者の意向も勘案し費用額を推計し、基準額を決定しています。

保険料の改定にご理解とご協力をお願いいたします。

保険料見直しが必要な理由

- 1 介護を必要とする人の増加
高齢者が増加するとともに、介護を必要とする人も増えています。
- 2 サービスを利用する人の増加
介護保険制度の定着とともに、サービスを利用する人の数や利用量が増えています。
また、平成12年度からの3年間において、介護給付費が予定より上回ったことにより保険料の不足分を県から借入しています。
- 3 サービスの基盤整備が進んでいます
必要なときに必要なサービスが受けられるよう、在宅、施設サービスの整備が進んでいます。

平成12年度から平成14年度までの年間保険料額

段階別	対象者	年間保険料の額
第1段階	生活保護受給者・福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税	18,240円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	27,360円
第3段階	本人は住民税非課税	36,480円
第4段階	本人は住民税課税であって前年の所得金額が250万円未満	45,600円
第5段階	本人は住民税課税であって前年の所得金額が250万円以上	54,720円



第4段階と第5段階の境界となる基準所得が250万円から200万円になりました。

平成15年度から平成17年度までの年間保険料額

段階別	対象者	年間保険料の額
第1段階	生活保護受給者・福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税	25,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	37,800円
第3段階	本人は住民税非課税	50,400円
第4段階	本人は住民税課税であって前年の所得金額が200万円未満	63,000円
第5段階	本人は住民税課税であって前年の所得金額が200万円以上	75,600円

介護サービス量等の実績と将来推計

高齢者人口の推計（各年度10月値）

平成12～14年度実績	H12 1,954人	H13 1,982人	H14 2,015人
平成15～17年度見込	H15 2,011人	H16 2,020人	H17 2,029人

2%増

要介護認定者数の推計（各年度10月値）

平成12～14年度実績	H12 313人	H13 321人	H14 346人
平成15～17年度見込	H15 355人	H16 363人	H17 370人

11%増

- * 前期高齢者数（65歳～74歳の方）5%減
- * 後期高齢者数（75歳以上の方）11%増

介護給付費の見込み

平成12～14年度実績	H12 465,090千円	H13 543,652千円	H14 555,660千円
平成15～17年度見込	H15 575,960千円	H16 591,977千円	H17 602,875千円

12%増



実績と将来の見込みに基づき、見直しが行われました

（居宅サービス 16%増 施設サービス 5%増）

特別徴収（年金から天引き）されているみなさんへ

特別徴収に該当される方は、仮徴収分の介護保険料額通知書（4月、6月、8月分）を4月初旬に通知しましたが、平成15年度の介護保険料額の算定は、前年度所得等の確定が6月以降になるため、保険料額確定通知は7月に通知いたします。

平成15年度分 段階別保険料額（例） （次の段階別保険料額の表は、被保険者ごとでは金額が異なりますが、年額は同じです。）

	4月、6月、8月分は平成15年度の仮算定分です						10月以降の保険料額は7月に改めて通知します						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1段階	3,000		3,000		3,000		5,400		5,400		5,400		25,200
第2段階	4,500		4,500		4,500		8,100		8,100		8,100		37,800
第3段階	6,000		6,000		6,000		10,800		10,800		10,800		50,400
第4段階	7,600		7,600		7,600		13,400		13,400		13,400		63,000
第5段階	9,100		9,100		9,100		16,100		16,100		16,100		75,600
納付日	4月15日		6月13日		8月15日		10月15日		12月15日		2月13日		

納付日は年金支払日の年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）となっています。

4月、6月、8月分は金額により、10月分以降の保険料額を調整していますので、10月からの保険料額は高くなりますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。年金の現況届の提出を忘れると、年金も支給停止となり介護保険料も年金から天引きができなくなりますので必ず提出しましょう。

普通徴収（納付書で直接納付、口座振替）されているみなさんへ

平成15年度の保険料額確定通知は7月に通知いたします。

平成15年度 普通徴収 段階別保険料額

	4月	5月	6月	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	1月	2月	3月	合計
				7月	8月	9月	10月	11月	12月				
第1段階				4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200				25,200
第2段階				6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300				37,800
第3段階				8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400				50,400
第4段階				10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500				63,000
第5段階				12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600				75,600
納付日				7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月25日				

○年度途中で65歳となられた方は、次年度の9月までは年金から天引き（特別徴収）されませんので（年金受給手続き等が遅れた場合は、次々年度9月までは特別徴収されません）普通徴収として直接納付、口座振替で納めていただくことになります。

お問い合わせ先

勝浦町福祉課 介護保険係 ☎ (08854)2 - 1502

（介護保険制度の周知、相談のため広報員が戸別訪問していますのでお気軽にご相談ください。）

5 農業用ハウス暖房施設導入事業

農協 業 同 組 合	施設園芸の振興を図るため、暖房施設等の設備費に対し補助し、収益の向上、経営の安定を図る。	自立経営を目指し、意欲的に農業経営に取り組んでいる農家であること。 補助対象規模は、1施設当たり2a以上とし、当該年度に1施設とする。 暖房施設の導入に要する経費	10分の2以内	J A東とくしま 勝浦統括支所
------------------------	--	---	---------	--------------------

6 先進海外農業視察研修事業

農業者の 組織する 団体	農産物の貿易自由化の進展に伴い、国際化社会の中で外国農業との競争力強化を図るため、国際化社会に対応できる人材の育成を図る。	農業者の組織する団体で勝浦町内にいて過去3年以上組織として活動していること。 1組織の参加人員は5人以上とする。 海外視察の目的等を記載した計画書を提出し、町長の承認を得ること。 同一団体の再度海外研修の申し出は、原則として認めない。 出発から帰着までの期間中における病気が、盗難、事故等が生じても町は一切の責任を負わないものとする。 帰国後、視察報告書を作成するとともに発表、投稿等に協力できること。 農業者育成研修に要する経費	1人当たりの限度額を7万円、若しくは事業費の10分の3以内のいずれか低い額とする。	産業振興課
--------------------	---	---	---	-------

7 農地保全支援事業

農協 業 同 組 合	耕作放棄地の減少に努めるとともに、農地が持つ公益的機能の維持と農村景観の保全を図るため、苗木の導入を支援する。	労働力不足等により耕作を放棄しようとする農家。 導入樹種は、さくら、花桃、花梅等で農村の景観形成に資するもの。 苗木代	2分の1以内	J A東とくしま 勝浦統括支所
------------------------	---	---	--------	--------------------

8 農地利用集積流動化支援事業

農地 貸 付 者	農地の流動化を促進するため、賃貸借権を設定した場合に貸付者に対し補助する。	5年以上の期間で賃貸借権を設定した場合別表9の「農業委員会が定める標準小作料」を基準とする。	10a当たり標準小作料の5年間の10分の2以内	産業振興課
-------------------	---------------------------------------	--	-------------------------	-------

9 家畜自動給餌機技術導入事業

認 定 農 業 者 等	家畜飼養管理に大きなウェイトを占める給餌作業を機械化することにより省力化し、畜産農家の経営の安定を図る。	畜種ごとにおおむね 酪農・成牛 20頭 養豚 200頭 肉用牛 60頭 採卵鶏・成鶏 1,000羽 以上を常時飼養する専業または複合経営農家とする。	10分の2以内とし、上限は50万円とする。	産業振興課
----------------------------	--	---	-----------------------	-------

10 新規就農者支援事業

認 定 農 業 者 等	新たに農業を始めようとする青年等に対し、経営を開始する際の準備資金を助成することによって就農を支援する。	勝浦町に住所並びに事業地（ほ場）を有する者または有することが確実である者の国の制度資金である「就農支援資金」の「就農施設等資金」を活用し、自立した農業経営を開始する者または開始している者月額6万円とし、貸付日の翌月から12ヶ月4半期ごとに交付する。		産業振興課
----------------------------	--	--	--	-------

11 みかん産地活性化事業

認 定 農 業 者 等	町の実施方針に基づく各年結果対策（交互結実栽培）を支援する。	フィガロン乳剤1,000倍・500リットル/10a散布を基準とする。	2分の1以内	J A東とくしま 勝浦統括支所
----------------------------	--------------------------------	------------------------------------	--------	--------------------

12 チャレンジ営農支援事業

認 定 農 業 者 等	新技術等の地域への普及を図ることを目的とする。	地域に普及していない先導的な生産技術等の導入にチャレンジしようとする活動に支援する。	10分の2以内	産業振興課
----------------------------	-------------------------	--	---------	-------

平成15年度

町単補助事業のご案内

農業経営の合理化・近代化等を推進するため、勝浦町では各種補助事業を設けていますので、積極的にご活用ください。

詳しいことは、勝浦町産業振興課（☎ 2 1505）またはJA東とくしま勝浦統括支所（☎ 2 2521）までお問い合わせください。



1 土地基盤整備事業

事業主体	事業内容	採択基準および経費	補助率	申込先
農業協同組合、認定農業者等 する団体、認定農業者等の組織	(1) 小規模土地改良事業 農作業の省力化、軽労働化等を図るため、国、県等が実施する補助事業の採択基準に満たない小規模な農用地の造成、放任圃の再開圃、果樹圃および水田の平坦地化への改良事業。	でき上がり後の作目は、農業経営基盤強化促進基本構想（平成6年3月制定）に定めるもの。またはこれらの関連施設であること。造成後の有効利用面積が5a以上で、勾配は各種のハウス栽培等が可能な10%以内とする。原則として町有ブルドーザー（パワーショベル）を利用すること。 ほ場の造成改良に必要な農業用機械使用料と石積等経費（町の定める単価）	10分の4以内とし、上限は50万円とする。	産業振興課
農業者の組織する 団体、認定農業者等	(2) 園内道整備事業 農作業の省力化、軽労働化等を図るため、国、県等が実施する補助事業の採択基準に満たない園内道の新設、改良を行う事業。	有効幅員2.0m以上、延長20m以上であること。 原則として町有ブルドーザー（パワーショベル）を利用すること。 園内道の新設、改良に必要な農業用機械使用料と石積等経費（町の定める単価）	10分の4以内とし、上限は50万円とする。	産業振興課
農業者の組織する 団体、認定農業者等	(3) 園内道舗装補助事業 国、県等が実施する補助事業の採択基準に満たない園内道の舗装を行い、軽労働化、省力化を推進し、作業能率の向上を図るもの。	有効幅員2.0m以上、延長20m以上とする。生コンの厚さは、10cmを標準とする。 園内道の舗装に必要な生コンクリート代	2分の1以内とし、上限は50万円とする。	産業振興課
農業協同組合	(4) 畜産環境・土づくり関連対策事業 町内家畜糞を原料とした良質で安価な堆肥を安定的に耕種農家に供給することにより地力増進を図り、農家の経営安定と畜産環境保全を図る。	野菜、果樹等を栽培するために、堆肥を必要とする農家であること。 勝浦町畜産環境システム施設で製造の牛糞堆肥または豚糞堆肥を使用すること。 補助対象施肥量は、別表8に定める施用基準の2分の1以上とする。 土づくりに必要な堆肥の供給代	10分の2以内	JA東とくしま 勝浦統括支所

2 ハウス施設新設奨励事業

農業協同組合	ハウス施設、大型トンネルを設置した場合補助金を交付し、施設園芸の振興を図る。	補助対象規模は、1戸当たり2a以上。大型トンネル施設にあっては5a以上。自立経営を目指し、意欲的に農業経営に取り組んでいる農家であること。 補助対象事業費は、800万円を限度とし、別表7の補助対象事業費を用いる。ただし、補助対象事業費に満たないときは実事業費とする。	別表7の補助対象事業費または実事業費の10分の2以内。	JA東とくしま 勝浦統括支所
--------	--	--	-----------------------------	-------------------

3 単軌条運搬機導入事業

農業協同組合	条件が悪く園内道等の設置ができてにくい園地等に園内道的な役割をさせるもの。	新設およびレールの増設を対象とする。事業限度額は、100m当たり150万円までとする。	10分の2以内	JA東とくしま 勝浦統括支所
--------	---------------------------------------	---	---------	-------------------

4 小型動力運搬機導入事業

農業協同組合	果樹労働の省力化を図るもの。	クローラ型、ホイール型は問わないが、導入する園地の形状にあった有効活用ができる型式とする。 積載量は原則として250kg～400kgまでとする。 小型動力運搬機代	10分の2以内	JA東とくしま 勝浦統括支所
--------	----------------	---	---------	-------------------

「春の行政相談週間」 の実施

五月十九日(月)から二十五日(日)までの一週間は、「行政相談週間」です。行政相談週間は、総務省が行政相談制度を広く国民の皆さんに利用していただくために、全国一斉に実施しているものです。

この週間行事の一環として、行政相談委員が徳島行政評価事務所の支援のもと、次のとおり行政相談所を開設します。

相談所では、道路、年金、福祉介護等に加えて行政サービスの改善に関する相談についても積極的に受け付けることにしています。

相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

行政相談所

日時 平成十五年五月九日(金)
午後一時～四時三十分
場所 勝浦町住民福祉センター
一階 相談室
担当行政相談委員
高橋嗣男さん

相談内容 道路(道路標識の見直し
凹凸の解消)、交通安全
年金、福祉、介護保険、
登記、農林水産、商工、
社会教育、郵便など

お気軽にご相談ください。

行政相談委員

行政相談委員は、国の仕事、JR、NTT等の特殊法人の仕事、県、市町村が国の補助金を受けて行っている仕事などについて、住民の皆さんからの苦情や意見等をお受けし、その解決のお手伝いをしています。

相談の受付は、委員の自宅で行っているほか、定期的に勝浦町住民福祉センター相談室で毎月第二金曜日にご相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

わたしたちの町の行政相談委員は、次の方です。

氏名 高橋嗣男
住所 勝浦町大字三溪字上小川三十七番地
電話 二三五〇二

住民課

出張年金相談所の 開設!

平成十五年四月から毎月一回(第二木曜日)出張年金相談所を開設します。

当日、徳島南社会保険事務所から係官が二名来町し、年金全般にわたる相談に応じてくれます。

国民年金や厚生年金制度のこと、障害年金や遺族年金に関することなど現在年金を受給されている方、またこれから請求を予定されている方

など、どなたでも無料で相談できます。

お気軽に相談にお越しください。

日時 平成十五年五月八日(木)
午前十時～午後三時まで
場所 勝浦町農村環境改善センター 一階相談室

その他 年金を受給される前の方は年金手帳を、年金を受給されている方は年金証書をご持参ください。

国民年金だより

学生の皆さん

学生納付特例制度を知っていますか?



『学生納付特例制度』は、在学期間中の保険料を社会人になってから支払うことができる制度です。

学生納付特例制度は、前年の所得を確認する必要がありますので、毎年申請が必要です。『国民年金保険料学生納付特例申請書』に添付書類を添えて勝浦町住民課窓口へご提出ください。

添付書類.....在学証明書または学生証〔写〕
年金手帳・印鑑
前年度または今年度に会社などを退職となられた方は、雇用保険被保険者離職票
または、雇用保険受給資格者証

・対象となる学生さんは?

大学〔大学院〕・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および個別に定められた各種学校・その他教育施設の一部に在学する20歳以上の学生であって学生本人の所得が68万円以下であることとなります。

・承認される期間は?

4月(または申請月の前月)から翌年の3月までです。平成15年4月から受けられるためには、5月末までに手続きが必要です。

・承認されるとどうなるの

学生納付特例を受けた期間は、年金を受給するための資格期間に算入されます。

しかしながら、将来受ける老齢基礎年金額については反映されない期間となりますので、学生納付特例期間については、保険料を10年間さかのぼって納付することができる〔追納制度〕があります。

問い合わせ先

徳島南社会保険事務所 ☎088-652-3111
勝浦町住民課 ☎2-1501

産業振興課

農業用機械施設のご利用について

町では農業用機械施設としてコンボ（幅二m）とミニコンボ（幅八十cm）を所有しております。業務は中山の片山博之さん（☎二二五七四）に委託しておりますのでご利用ください。



利用内容
老木園、不良園の改植、園内道の整備、農道の新設整備、および小規模の土地基盤整備等

費用

利用料	一時間あたり 三、六〇〇円
積降料	一回 三、〇〇〇円
運搬料	一回 八、四〇〇円 (トラフィック中村の場合)

上記利用料および積降料については町からの請求となります。運搬料については別に請求がきますのでお支払ください。

福祉課

青い鳥葉書の無償配布についてお知らせ

重度の身体障害者の方に「青い鳥葉書の無償配布」がされます。配布の対象者

重度の身体障害者
(一級または二級)

重度の知的障害者(療育手帳に「A」もしくは一度、二度と表記されている方)

受付期間

平成十五年四月一日(火)～
同年六月二日まで

配布葉書

くぼみ入り通常葉書

配布枚数 二十枚

申し出の方法

近くの郵政公社へ身体障害者手帳または療育手帳を提示
(申請用紙に記入)

郵便によって申し込むこともできます。

(「青い鳥郵便葉書配布申込書」と明記した適宜な用紙にご本人の手帳の種類、手帳番号、級別または程度、住所氏名を記入)

募集

教育委員会

第十回徳島県スポーツレクリエーション祭町予選出場チーム募集

第十回徳島県スポーツレクリエーション祭町予選出場希望チームを募集します。

ソフトボールおよび軟式野球は登録チームによって予選が行われますので、登録を希望されるチームは五月二十日(火)までに町教育委員会で手続きを行ってください。

なお、町予選は六月中旬以降に実施する予定ですので、よろしくお願ひします。

部門 【ソフトボール】

成年男子の部(十八～三十九歳)

壮年男子の部(四十歳以上)

実年の部(五十歳以上)

エルダーレディース

【軟式野球】

成年の部

(社会人で年齢制限無し)

壮年の部(四十歳以上男子)

参加資格

- (1) 町内に住所を有するか、町内に勤務地がある人
- (2) 参加種目は原則として一人一種目
- (3) 年齢基準は平成十五年四月二日現在
- (4) スポーツ安全保険等に加入していること

社会教育施設の利用について(お願い)

ナイター設備、体育館、テニスコート等の社会教育施設の利用時間は、午後十時までとなっております。しかしながら、一部の方において午後十時を超えて利用されている事例が見受けられます。

社会教育施設の利用につきまして、午後十時には利用を終了し、「かぎ」を返却していただきますようお願いいたします。

お詫びと訂正

先月号の広報に掲載しました、第二十三回勝浦川マラソンの入賞者において「十キロの部(四十歳以上男子)三位 新開 裕(敬称略)」となっておりましたが、これは前大会の結果でした。お詫びして訂正させていただきます。



言葉の重さ

私には祖父がいます。祖父は少しだけ耳が不自由です。数年前からそういう状態なので、私は祖父と話しをするときには、大きな声で、ゆっくりと話します。時々、私が友達の家等に遊びに行つて、家に帰つてくると祖父がどこに行つてたん。」と私に尋ねてきます。私が「友達の家」と言つと、「えっ」と何回も言つてくるので「もついい」と言つてしまいます。

祖父に対して失礼なのは分かっていても、つい、そうやって乱暴な口のきき方をしてしまうのです。大好きなおじいちゃんなのに、本当に勝手なことを言つてしまいました。でも、こんな私でさえも、先日「えっ」と驚くようなことがありました。

それは、一カ月ぐらい前のことです。私の家に来客があり、祖父と話しをしているのを耳にしました。私はあわてて、その人のところに行きました。するとその人は、「この人、話にならんわ。」と、私に祖父のことを言つのです。私は「すみません。おじいちゃんは、ちょっと耳が不自由なんですけど。」と言つと、「あっそう。」と怒つたように言葉を投げ捨て、その人は出て行きました。私は心の中で、

「なぜこの人はこんなことを言うのだらう。」と悲しくなりました。でもまだこの話はましな方です。

ある時、祖母と仲の良かった近所の方が、私に向かつてこう言ったのです。「あなたのおばあちゃんが行けんな。」その言葉はたぶん、祖父が耳が不自由だから、話し相手にならないという意味だと思えます。なぜならその人は以前にも、「おじいちゃん耳が悪くてあかん。」と言つたことがあるからです。私は今思い出すだけで、とても腹立たしい気持ちと共に、何も知らない祖父に対して、かわいそうで胸が締め付けられるような思いでいっぱいになります。

その人はどんな気持ちでこんなことを言つたのだらうと思えます。私は今、絶対にそんな人を許したくありません。自分が言われたら、どんなに嫌な思いをすることでしょう。どうしてその人はそんなことがわからないのだらうと思つと悲しい気持ちになります。

私たちは、今元気だから、そうでない人の気持ちなんか分かりたくもないし、分かる必要もないと思いがちです。でも、人はみんないつか歳をとつていきます。いつ

耳が不自由になったり、目が見えなくなったり、体が不自由になつたりするかもしれません。私も、祖父の耳が不自由でなかつたら、きっと障害を持った人や、歳をとつて体が弱くなつた人の気持ちが理解できず、何気ない言葉の中にも人を見下したような言葉や人を傷つけるようなことを言っているのかもしれない。

『人のふり見て、我がふり直せ。』昔の人は、そんな言葉をよく使います。祖父に対して、冷たい言葉を投げかけた人たちに、今はまだ怒りでいっぱいですが、人を憎むだけでは、決して世の中は良くなりません。

先日の人権問題学習の授業で『牛のかたきうち』という話を読みました。飼主を角で刺して殺してしまつた牛を悪いと決めつけ、処刑することにします。そしてその牛を処刑するのに、被差別部落の人がつき役に選ばれます。処刑を見ていた民衆は最初、「牛を殺せ。」と付き人を焚き付けます。でも最後に牛が死にそうになると、「あんなひどいことしなくていいのに。」とつぶやくのです。私はこの話しを読んで、人を憎んだり、また、差別を受けている人を

「かわいそう。」だと思つただけでは何も解決しないと思えました。みんなが豊かな気持ちで生きられる、そんな社会をつくつていくために、私たちが率先して差別をしない気持ちを持ち、その人その人の立場に立つて考え、生きていくことが大切だと思います。

言葉は人を傷つける暴力になります。それがたとえ本人に聞こえなくても、周りを本当に嫌な気持ちにさせてしまいます。でも、反対に、人の心を優しく包む、思いやりのある言葉もあります。おじいちゃんのこと、授業で学んだことを胸に、これからの私は相手の気持ちを感ぜられるような人になります。今の私にできることは、私の周りの人との私の生き方を変えていくことだと思います。そして、相手の立場に立ち、思いやりを持った優しい言葉と気持ちで、人と接していきたいと思えます。

わたしの作品



海堂を咲かせ大師の庭明り
著我の花音無き雨の降り止まず

坂本 美馬直枝

春風にパラグライダー空に舞う
れんぎよつや心あたむクラス会

横瀬 日下智世子

風のまま流れのままに花筏
春の日の女ばかりのクラス会

三溪 中林祥子

春が来て息子約束高野山

棚野 北島アサノ

春の雨終の人生惜みなく
長かりし夢も叶いて春つらら

生名 小西典子

土器かわらけを投げて甲ふ春の果
藤を見に二夕駅乗るも旅こころ

生名 丸山香月

春潮の老師が語る遊魚暦
体内に燃えるものあり阿波浴衣

中角 岡本ハツエ

大声で呼んでみたいや母の日に
花曇り前行く人もおぼるなり

掛谷 駒津光洋

灰若布浸せば色の鮮かに
犬つれて少し遠出や春の風

沼江 大川富美

鉄の土濁りとなりて水温む
木の芽萌ゆ昨日の雨が陽に匂う

沼江 中井清二郎

花の花しらガラスに着きし乾くまま
断崖に居るを知らずに岩つっじ

生名 石田白萩

坂本俳句会

新居雄彦

菜摘む人小石投げる子春の川
水温むついつい唱歌口ずさむ

板東 征二
朝市の賑わい欄に草餅も
旅立ちの若人キラリ下萌ゆる

池谷 武久

蓬餅きな粉こぼしつ春を食う
農継いで昔のままや粉を蒔く

山口 昭市

瀬戸内の船より望む桃の花
かえり途菜の花明り月あかり

新居 晋

ふる里の香りたつぷり蓬餅
讃岐富士裾野を染めて桃の花

原句のまま掲載しました。

この俳句欄は特定の会員制
ではなく、町民誰でも随意に
投句できます。また作品に優
劣や順位をつけたり、添削等
も一切しません。多数投句し
てください。

次回作品募集

五月一日締め切り 短歌一人一首
六月一日締め切り 川柳一人二句
あて先 横瀬 中田ヤスエ

スポーツ安全保険

加入依頼書は、スポーツ安全協会各支部のほか各市区町村の教育委員会、
体育協会、主要体育施設などに備え付けてあります。

団体	対象	加入区分	対象となる事故の範囲	掛金 (1人年額)	傷害保険				賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子どもの団体	・中学生以下の子ども ・子どもの保護者 (スポーツの指導者、審判を除く。)	A	団体活動中とその往復中	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血等) 160万円
	・中学生以下の子ども	AW	団体活動中とその往復中 団体活動中とその往復中以外	1,050円	2,100万円 100万円	3,150万円 150万円	5,000円 1,000円	2,000円 500円	上記補償に身体・財物賠償 合算で 1事故500万円を加算 身体・財物賠償 合算で 1事故500万円(免責1,000円)	対象と なりません
	・子どものスポーツ団体の 指導者(C区分での加入 もできます。)	AC	団体活動中とその往復中	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血等) 160万円
大人の団体	・文化活動、ボランティア 活動、地域活動 (スポーツの指導、審判、ダンス、踊り等を除く。)	A	団体活動中とその往復中	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 (免責1,000円) 財物賠償 1事故 500万円 (免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血等) 160万円
	・老人クラブなど (60歳以上。)	B		800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	・大人のスポーツ活動 (野外活動、身体運動を含む。)	C		1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	・危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登山など。)	D		9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

対象となる事故：グループ活動中の事故
往復中の事故
保険期間：平成15年4月1日午前0時より
翌年3月31日午後12時まで(申込受付中)

お問い合わせ

〒770-0939 徳島市かちどき橋1-41 TEL088-655-3660
財団法人 **スポーツ安全協会徳島県支部** (徳島県体育協会内)
ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

資料請求
(発送センター)
電話での対応は
していません。

FAX専用フリーダイヤル(自動受付)
0120-104442

「加入依頼書(都道府県別/30名まで記入可)」、「団体員名簿(60名まで記入可)」、「あらしみ」事故通知ハガキ」、「団体員配布用」しおりのご請求の際、資料内容(上記印刷物名) 必要部数 送付先の住所 氏名 電話番号をお書きのうえ、左記FAX番号宛お送りください。なお、発送には多少日数がかかる場合がありますので、ご了承ください。お急ぎの場合はスポーツ安全協会各支部までご連絡ください。ホームページ(<http://www.sportsanzen.org>)でも同様に受付しておりますので、ご利用ください。

犬の登録と狂犬病予防接種のお知らせ

平成15年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で実施します。今年度はこれが最後ですので受けていない方は最寄りの場所で必ず受けてください。

平成15年度 狂犬病予防注射日程表

月日	場 所	時 間
五 月 十 一 日 (日)	坂本郵便局前	午後 1:00 ~ 1:10
	J A坂本事業所前	1:15 ~ 1:25
	与川内消防詰所前	1:30 ~ 1:40
	徳バス横瀬営業所前	1:45 ~ 1:55
	J A勝浦支所前	2:00 ~ 2:10
	中山消防詰所前	2:15 ~ 2:25
	勝浦会館	2:30 ~ 2:40
	大森良樹さん宅南	2:45 ~ 2:55
	古山商店横	3:00 ~ 3:10
	J A生比奈支所前	3:15 ~ 3:25
	農村婦人の家	3:30 ~ 3:40
	生名センター前	3:45 ~ 3:55

○登録料 3,000円
(平成7年度以降に登録された方は不要です)

○注射料 3,000円

お願い 平成7年度以降に犬の登録をされた方は、注射案内通知のハガキを必ずご持参ください。

○問い合わせは
勝浦町住民課 (☎2 - 1501)

狂犬病について

狂犬病は、現在日本では発生していませんが、外国では発生例が伝えられています。外国からの輸入動物が多い現在、狂犬病も感染する恐れがあります。

狂犬病予防注射は飼い主の義務です。
必ず受けるようにしてください。

死亡届と変更届

また、犬が死亡したときや犬の所在が変わったとき飼い主が変わったときは、最寄りの市町村長を経由して知事に変更届をする事が義務づけられています。(違反した場合は、未登録、未注射と同様に罰則が適用されます。)

犬の生涯に1回の登録

犬を飼い始めたときや、まだ登録を受けていない場合は、登録を受けましょう。一度登録するとその犬の生涯に有効です。

毎年1回の狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。(犬の体調が悪いとき、治療中の病気があるときは、あらかじめ獣医師に相談してください。)

飼い犬は生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けましょう。





不用犬の 引き取り日

犬の放し飼いはやめましょう。
犬のフンの処理は飼主のマナー
です。責任をもって処理して
ください。

【お願い】

登録している犬の場合は印鑑と
鑑札が必要です。

五月十四日(水)
五月二十八日(水)

古紙の回収にご協力を

ボランティアグループ「勝浦を考える会」

今月の回収日 **5月3日(土)** 午前9時まで

指定場所 勝浦町大字中角・勝浦町農村婦人の家
敷地内リサイクル保管庫
回収日の5日前から指定場所に置けます。
それまでは、ご家庭で保管ください。

古紙の分別方法 (1) 段ボール
(2) 新聞紙
チラシが入っているのは大丈夫です。それ以外は入れないでください。
(3) 古本
同じ種類の本に分けてください。厚い表紙は、破って段ボールの方へ入れてください。
段ボール、新聞紙、古本はそれぞれひもで縛ってください。

5月 ガラスびん収集日程表

収集日	地区	設置場所
5月10日(土)	石原 沼江 掛谷 山西 中角	石原ゴミフェンス横 沼江コミュニティーセンター前 掛谷集会所前 山西集会所横の自転車置場付近 農村婦人の家
第2火曜日(13日)	今山 黒岩 星谷 中山	旧今山橋北詰ゴミフェンス横 運動場入口(小屋の横) 星谷橋北詰ゴミフェンス横 中山集会所前
第3火曜日(20日)	生名 久国 棚野 立川	東林庵前(いちょうの木付近) 久国集会所前 河川敷のゲートボール場横 大井堰碑の前 勝浦病院前駐車場横 前田さん宅前ゴミフェンス横
第4火曜日(27日)	横瀬 " " " " 与川内 坂本 " " "	横瀬集会所前 小倉新平さん宅前三さ路 広瀬清さん宅東 旧農協跡地 花棚宗一さん宅東 中田歯科駐車場 旧JA与川内事業所前 佐野さん宅前ゴミフェンス横 田村さん宅前 久保の内フェンス横 長福寺前フェンス横 旧JA坂本出張所上ゴミフェンス横

5月 あき缶(アルミ缶・スチール缶)収集日程表

収集日	地区	設置場所
5月6日(火)	石原 沼江 掛谷 山西 中角	桜建設事務所 沼江コミュニティーセンター前 掛谷集会所前 JA生比奈支所保冷库前 (果樹試験場上り口) 馬越ゴミフェンス横
第2月曜日(12日)	今山 黒岩 星谷 中山	旧今山橋北詰ゴミフェンス横 運動場入口(小屋の横) 星谷橋北詰ゴミフェンス横 消防詰所横
第3月曜日(19日)	生名 " 久国 棚野 "	東林庵前 島さん宅前 久国集会所裏 河川敷のゲートボール場横 パチンコ店前道路南側 大井堰碑の前
第4月曜日(26日)	横瀬 " " " " 与川内 坂本 "	横瀬集会所前 小倉新平さん宅前三さ路 広瀬清さん宅東 旧農協跡地 花棚宗一さん宅東 中田歯科駐車場 旧JA与川内事業所前 旧JA坂本出張所前 消防詰所横

不法投棄は

犯罪です！

みだりに廃棄物を捨てると、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」違反になり、五年以下の懲役か一千万以下の罰金、場合によっては、その両方が課されます。(他の法令により罰せられる場合もあります。)



町では不法投棄をなくすために、さまざまな不法投棄防止対策を講じています。しかし、一部の心ない人たちによる粗大ごみなどの不法投棄は跡を絶たないのが現状です。

不法投棄に対しては、監視などによる未然防止対策が効果的なことから本年度からは美化指導員のパトロールによる監視体制を強化します。また、一旦不法投棄がなされた場合は、その拡大を防止することも重要なことから、不法投棄物の警告シールを貼付し、その不法投棄物の自主回収を促すとともに、不法投棄者を発見した場合や投棄者が特定できそうな証拠品がある場合などは、随時警察署へ通報しており、関係機関と連携し、厳しく対処することになっています。しかし、私たちの住む環境を守るのは、私たち自身です。町民の皆さまによる監視などの協力も不可欠ですので、不法投棄を発見した場合は、すぐに警察に通報してください。

まちはごみ捨て場ではありません

不法投棄を見たらすぐに警察へ通報してください

不法投棄が行われている
不法投棄をしようとしている
不法投棄をして逃げていった



警察へは、場所・時間、投棄物、車両ナンバーおよび犯人の顔や身体の特徴などを通報してください。

不法投棄は

「しない!」「させない!」「許さない!」

通報先

小松島警察署
横瀬駐在所
生比奈駐在所
坂本駐在所
勝浦町住民課

☎08853-2-0110
☎2-2049
☎2-3049
☎2-4018
☎2-1501

所 在 駐 だ よ り



全国春の交通安全 運動の実施について

例年より一カ月遅れとなりましたが今年も全国一斉に「春の全国交通安全運動」が実施されます。

運動期間中は、県下各地で多彩な交通安全行事が開催されますので、皆さんもぜひこの運動に参加して交通安全意識を高めるとともに交通ルールを守り、悲惨な交通事故をなくしましょう。

一、目的

この運動は、広く県民の皆さんに交通安全思想の普及・浸透を図って、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けてもらうとともに、県民の皆さん自身によって道路交通環境の改善に向けた取組みを推進してもらうことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

二、期間

五月十一日(日)～
五月二十日(火)までの十日間

三、スローガン

「あわの道
ルール守って
交通安全」

四、運動重点

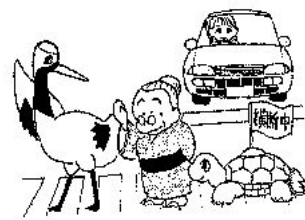
子供と高齢者の歩行中、
自転車乗車中の交通事故防止
歩行者・自転車事故の多くは、自宅近くの通り慣れた道路で発生しています。

家族ぐるみで自宅周辺の交通危険箇所を確認し、交通事故に遭わないように話し合いましょ。子供は遊びに夢中になると周囲のことが目に入りません。

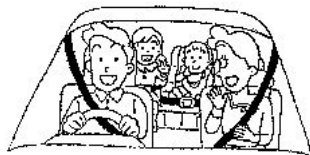
保護者の方は、子供さんが外出するときには、「道路を渡るときは左右の車に気をつけて」など一しかけることが事故防止につながります。
昨年の交通事故死者六十九人のうち十八人が歩行者

このうち十四人が高齢者でした。交通事故に遭わないよう「交通安全三則」を守りましょ。

- 正しい通行の励行
(歩道通行・路側帯通行)
- 横断時の右・左の安全確認
- 明るい服装、反射材の着用



シートベルトと チャイルドシートの着用の徹底



シートベルトの着用は、事故の被害を防止・軽減するのに最も効果的です。

昨年、四輪者の事故死者二十五人の内、十四人がベルト着用

で助かった可能性がありました。運転者だけでなく、すべての同乗者が着用し心掛けてください。不測の事故に備え、運転者の責任において全ての同乗者にシートベルトを、六歳未満の幼児にはチャイルドシートを着用させてください。

チャイルドシートは、幼児の体格に合ったものを、確実にシートに取り付けることが大切です。

飲酒・暴走等無謀運転の追放

運転者の方は

飲酒・暴走等無謀運転の危険性を認識し、安全運転に心掛けましょ。

地域では

各種会合、行事等の機会をとらえ、無謀運転の危険性を啓発し、地域ぐるみで無謀運転を許さない環境づくりにつとめましょ。

家庭では

安全運転について話し合い、安全のための声かけを実践ましょ。

職場では

朝礼や社内広報紙等を活用して指導の徹底を図るよう努めてください。

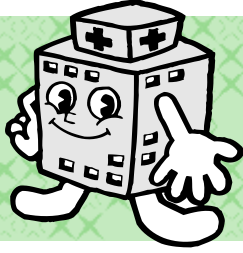
よろしくお願ひします



小松島警察署
勝浦町生比奈駐在所長
警部補 津山章次

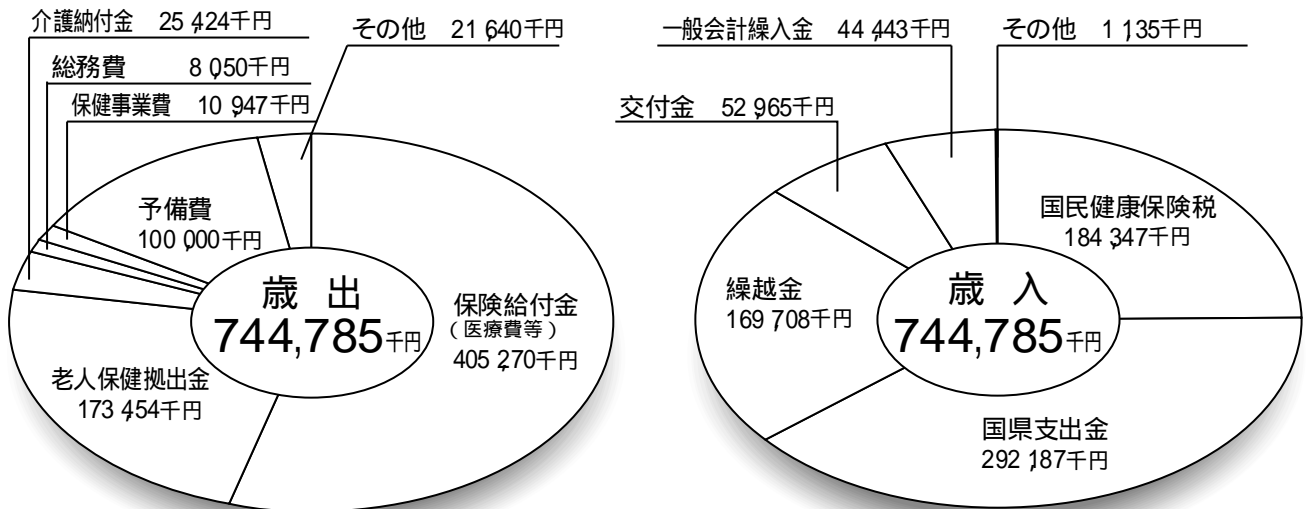
二月二十一日付の異動により、牟岐警察署地域係長から勝浦町生比奈駐在所長として着任してまいりました。

自宅は、阿南市ですが勝浦町内の地理は全く分かりませんが、また駐在所勤務は初めてですが、微力ではありますが、が今まで他部門で培った経験を生かして、勝浦町の地域の安全と平穩のために努力したいと思ひますので、町民の皆さま方のご協力をよろしくお願ひいたします。



国保と医療費

平成15年度 国保会計当初予算



国民健康保険税 2割軽減制度について

この制度は、世帯主 + その世帯の被保険者の合計所得 < 33万 + 35万 > × 被保険者数の条件を満たしている世帯の均等割額と平均割額の合計の20%が減額される制度です。

該当する世帯には、役場から申請書を送付しますので記入・押印のうえ、締め切り日までに勝浦町税務課へ提出してください。

提出がない場合は、軽減が受けられませんのでご注意ください。
なお、7割・5割軽減につきましては申請は必要ありません。

各軽減は、平成14年中の所得申告をすませていると受けることができません。まだ申告をされていない場合は、必ず、申告を行ってください。

国民健康保険被保険者証の検認をまだ済まされていない人は、旧の保険証をご持参の上、勝浦町税務課まで至急お越しください。

40歳から64歳の介護保険料は、国保料(税)として徴収します。

みんなの健康

5月の保健行事

お問い合わせ先 勝浦町福祉課保健師へ ☎2-1502

日	曜	内 容	受付時間	場 所	対 象 者	持参するもの等
2	金	ポリオ生ワクチン投与	13:00~14:00	農村環境改善センター	平成7年11月3日~平成15年2月2日までに生まれた子で、まだ2回受けていない子	予 診 票 母子健康手帳 予防接種手帳
7	水	デイ・ケア「たんぼぼの会」	13:30~	ふれあいの里さかもと	会 員	エ プ ロ ン
12	月	食生活改善推進員総会並びに研修会	9:30~15:00	農村環境改善センター	ヘルスマイト	エ プ ロ ン
16	金	3歳児健康診査	13:30~14:00	農村環境改善センター	平成11年11月1日~平成12年2月29日までに生まれた子	予 診 票 母子健康手帳
21	水	健康相談	10:00~11:30	勝浦会館	一般住民	健康手帳
30	金	離乳食講習会	13:00~13:30	農村環境改善センター	平成14年10月1日~平成15年3月31日までに生まれた子	母子健康手帳
		乳児健康診査	13:40~14:30			

徳島の小児救急医療体制について

県では、県下を東部、西部、南部の3つの地域に分け、それぞれに小児救急医療体制を整備しています。勝浦町は南部地域に含まれ、拠点病院として、徳島赤十字病院において、24時間365日小児科専門医が対応しています。

なお受診される際には、あらかじめ電話で確認してください。

徳島赤十字病院

小松島市中田町字新開28-1
☎08853-2-2555



利用される保護者の方へ

日ごろからの健康管理を行う上で、「かかりつけ医」を持つように心がけましょう。また、救急医療は、臨時、応急的な処置です。次の日には、かかりつけ医で受診しましょう。

小児救急をはじめとする救急医療情報を、徳島県ホームページ「医療とくしま情報箱」(<http://www.i-ryo.pref.tokushima.jp>)で紹介しています。

まむしにかまれたら

5月~10月にかけてはマムシの出没期です。もし、マムシにかまれたら応急処置をして、一刻も早く医師の診断を受けましょう。

応 急 処 置

傷口より心臓に近いところを強くしぼる。
15分に1回は、しぼりを解いて血を通し、またしぼる。

血清の保管場所

勝浦病院(勝浦町棚野)

☎08854 2 2555

福原診療所(上勝町福原)

☎08854 6 0302

上勝町診療所(上勝町正木)

☎08854 4 5010

保 管 期 間

平成15年5月1日から

10月31日まで



保健だより



4月から、3種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）、麻しん、風しんの
予防接種を実施していますが、5月から日本脳炎の予防接種が始まります。

なお、平成15年度から麻しんおよび日本脳炎予防接種の
自己負担は無料になりました。

日本脳炎の予防接種が始まります

医療機関

	月	火	水	木	金	土	日	受付時間
赤岩医院 (2 - 2006)	×	×	×	×	×	×	×	午前9時～12時 (月～土)
勝浦病院 (2 - 2555)		×	×	×		×	×	午前10時～午後3時 (月・金曜日のみ小児科で)
山西医院 (2 - 3027)					×		×	午前9時～11時30分 午後3時～5時

×印のはいっているところは接種が受けられません。

接種される場合、あらかじめ電話等で接種を希望する医療機関へ予約をしてください。なお、直接、医療機関に行っても受けられません。

個別接種

定期予防接種実施期間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実施場所
3種混合													赤岩医院 勝浦病院 山西医院
2種混合													
麻しん													
風しん													
日本脳炎													

接種料金について

3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風） 無 料
 2種混合（ジフテリア・破傷風） 無 料
 風 し ん 無 料
 麻 し ん 無 料
 日 本 脳 炎 無 料

あらかじめ医療機関
にお問い合わせください。

任意接種（定期接種の年齢以外の児や実施期間以外に接種した場合）となった場合は接種料金が全額自己負担となります。次の料金を医療機関の窓口で支払ってください。

日本脳炎 1回につき 5,000円、麻しん 6,000円、風しん 6,000円、
 3種混合 1回につき 5,500円、2種混合 4,500円

お問い合わせ 勝浦町福祉課 保健師まで ☎ 2 - 1502

平成14年度図書館利用状況

平成14年度の図書館利用者数は34,223人です。県立図書館との連携を密にして、皆さまのご要望に応じられるよう努めていきたいと思っております。

本年度もなお一層ご利用くださいますよう、お願い申し上げます。

月	開館日数	利用者数			貸出冊数		
		当月	累計	一日平均	当月	累計	一日平均
4	24	2,323	2,323	97	3,132	3,132	131
5	26	2,643	4,966	102	3,079	6,211	119
6	25	2,894	7,860	116	3,297	9,508	132
7	25	3,358	11,218	135	3,966	13,474	159
8	26	3,858	15,076	149	4,697	18,171	181
9	25	3,077	18,153	124	3,890	22,061	156
10	26	2,832	20,985	109	3,156	25,217	122
11	25	2,764	23,749	111	3,273	28,490	131
12	23	2,517	26,266	110	2,857	31,347	125
1	23	2,625	28,891	115	3,240	34,587	141
2	23	2,576	31,467	112	3,551	38,138	155
3	26	2,756	34,223	106	3,607	41,745	139

月	開館日数	VTR貸出		CD貸出		貸出合計	
		当月	累計	当月	累計	当月	累計
4	24	895	895	62	62	4,089	4,089
5	26	815	1,710	73	135	3,967	8,056
6	25	908	2,618	48	183	4,253	12,309
7	25	1,039	3,657	93	276	5,098	17,407
8	26	1,204	4,861	59	335	5,960	23,367
9	25	1,112	5,973	78	413	5,080	28,447
10	26	1,000	6,973	85	498	4,241	32,688
11	25	1,100	8,073	84	582	4,457	37,145
12	23	943	9,016	62	644	3,862	41,007
1	23	1,004	10,020	83	727	4,327	45,334
2	23	941	10,961	77	804	4,569	49,903
3	26	1,013	11,974	81	885	4,701	54,604



新着図書 一部紹介



人間の条件 上・下 —— 森村誠一

片倉宏は結婚相談所のパーティーで出会った仁科里美に求婚するが断られてしまう。失意の片倉の自宅周辺で起こったOL殺人事件の捜査に動き出した警視庁捜査一課の棟居刑事は事件解決の手掛かりすら掴めずにいた。



十八面の骰子(さいころ) —— 森福 都

最盛期を迎えつつある宋の時代を舞台に、皇帝に直接任命され、身分を隠して全国を行脚し、地方役人の不正を断罪する巡按御史、溥伯洲の活躍劇。

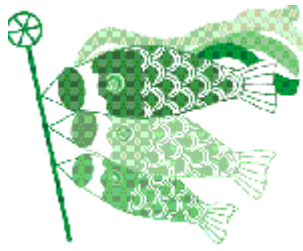
その他新着図書

- 宗巨 瓜
- 武蔵と小次郎
- 愛がなんだ
- 上高地の切り裂きジャック
- 一枚目、並木拍子郎種取帳
- われ沽券にかかわらざる霧のむこうに住みたいわたくしの旅
- 沈船検死
- 家康と権之丞
- 犬吉
- 手紙
- PAY DAY!!!
- オキーフの恋人 オズワルドの追憶
- 上・下
- 似ない者夫婦
- 幸福の軌(くびき)
- 緩やかな反転
- 十一月の少女
- FINE DAYS
- ザエクセレントカンパニー
- ほんまに...どないなっとなんね
- 水の世紀
- 漢方美人講座
- 全身ヒカピカ/ボディケア
- 素肌美人になる
- うちの合わせ技
- 元気食
- 麻ひもで楽しむクラフトBOOK
- C・R・K design
- はじめての「ぬつ」と「あむ」
- ボタンつけから人気手芸まで
- 主婦の友社
- 澤田ふじ子
- 津本 陽
- 角田光代
- 島田 莊司
- 松井今朝子
- 渡辺房男
- 須賀敦子
- 池波正太郎
- 曾野綾子
- 火坂雅志
- 諸田玲子
- 東野圭吾
- 山田詠美
- 辻 仁成
- 津村節子
- 清水義範
- 新津きよみ
- 森内俊雄
- 本多孝好
- 高 杉 良
- 玄 月
- 村上雅博
- 幸井俊高
- 実川久美子 監修
- 吉木伸子
- みそでつくる
- 江上栄子 監修

五月の行事

- 子ども映画会
- 十日(土)午後二時
- 図書館二階 視聴覚室
- 民話を語り継ぐ会
- 十七日(土)午後二時
- 図書館幼児室
- おはなし会(紙芝居)
- 二十五日(日)午後二時
- 図書館幼児室
- 県立図書館協力巡回日
- 七日・十四日・二十一日
- 二十八日
- 休館日
- 五日・十二日・十九日
- 二十六日・三十一日
- 図書館が閉まっている時の返却本は玄関横のブックポストに入れてください。



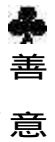


大字坂本字宮平 上平 数雄 (85歳)
 大字三溪字日浦 山田 清子 (87歳)
 大字三溪字橋 門田マサ子 (79歳)
 大字棚野字西久保 渡邊 昭 (60歳)
 大字三溪字上羽瀬 泉 フクエ (77歳)
 大字坂本字稲原 森 ツルノ (86歳)
 大字坂本字宮平 池窪辰太郎 (96歳)
 大字生名字大前 武田スミ枝 (75歳)
 大字坂本字上寺 影平ヤスエ (82歳)



3月16日～4月15日
 (敬称略)

おくちやみ申します



善意
 ありがとうございます

3月16日～4月15日

宮本重孝さん(星谷)
 溝上忠雄さん(棚野)
 栗本義治さん(与川内)
 森 茂樹さん(坂本)
 武田治雄さん(生名)
 池窪徳夫さん(坂本)

以上の方から善意銀行に善意
 がよせられました。
 ありがとうございます。

5月

心配ごと相談

日時 5月2日(金)
 5月9日(金)
 5月16日(金)
 5月23日(金)
 5月30日(金)

時間
 午後1時～午後4時30分

内容
 人権・行政・厚生・福祉

場所
 勝浦町住民福祉センター 1階

平日でも受付しており
 ますので、お気軽にお
 問い合わせください。

(☎ 2 - 4652)

交通事故相談日

日時 5月26日(月) 午前10時～午後4時
 (受付時間 午後3時まで)
 場所 小松島中央会館 小松島市松島町5-6
 ☎08853-2-2030
 相談員 小倉 歎一
 お問い合わせ 交通事故相談所 徳島県庁1階
 ☎088-621-3200
 お気軽にご相談ください。



夜間救急当番表

5月2日(金)	赤岩 医院	2 - 2006
5月4日(日)	勝浦 病院	2 - 2555
5月6日(火)	上勝町診療所	4 - 5010
5月8日(木)	勝浦 病院	2 - 2555
5月10日(土)	山西 医院	2 - 3027
5月12日(月)	勝浦 病院	2 - 2555
5月14日(水)	湯浅 医院	2 - 2003
5月16日(金)	勝浦 病院	2 - 2555
5月18日(日)	赤岩 医院	2 - 2006
5月20日(火)	勝浦 病院	2 - 2555
5月22日(木)	上勝町診療所	4 - 5010
5月24日(土)	勝浦 病院	2 - 2555
5月26日(月)	山西 医院	2 - 3027
5月28日(水)	勝浦 病院	2 - 2555
5月30日(金)	湯浅 医院	2 - 2003
平日	午後6時～翌朝午前9時	
休日	午後7時～翌朝午前9時	

5月交流講座ご案内

近隣地域との交流事業として、今月も
 各種講座を次のとおり開講いたします。

教室名	実施日				時間
陶芸	8	15	22	29	午後7:30～9:30
	木	木	木	木	
踊り	6	13	20		午後2:00～4:00
	火	火	火		
歌謡	6	13	20		午後7:30～9:30
	火	火	火		
生け花	7	20			午後7:30～9:30
	水	火			
大正琴	15	9	29		木曜日は午後1:00～3:00 金曜日は午後7:00～9:00
	木	金	木		
習字	9	16	23	30	午後7:00～9:00
	金	金	金	金	

大正琴は初心者コースもあります。